

当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示

当院は以下の指定医療機関です。

- ・厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です
- ・難病指定医療機関(難病の患者に対する医療等に関する法律)
- ・生活保護法及び中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
- ・結核指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
- ・被爆者一般疾病医療機関(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)
- ・労災保険指定医療機関(当同社災害補償保険法)
- ・指定小児慢性特定疾患医療機関(児童福祉法)

基本診療料に関わる届け出の掲示

医療情報取得加算に関する事項

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

医療情報取得加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 3点
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 1点
- 3 施設基準を満たす医療機関で再診を行った場合(3月に1回) 2点
- 4 3であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合(3月に1回) 1点

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格等の利用にご協力をお願い致します。

夜間早朝等加算／時間外加算に関する事項

当院は、月・火・水・金の午前診 9:00～12:30、午後診 16:30～19:30、木・土の 9:00～12:30 を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は「夜間・早朝等加算」(50点)が初診・再診に関わらず適用されますのでご了承ください。

また、当院が標榜している診療時間外に受診された場合は、時間外加算(時間外・深夜・休日加算)が適用されます。